

制限付一般競争入札公告

社会福祉法人青谷福祉会の発注する「青谷こども学園本園改築工事」の制限付一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和3年11月18日

社会福祉法人青谷福祉会

理事長 鉄永富佐子

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 青谷こども学園本園改築工事
- (2) 工事場所 鳥取市青谷町善田 31-1
- (3) 工事概要 既存建物の解体、造成、改築工事
 - ・工事範囲：既存建物の解体、造成工事
改築工事に伴う建築・電気設備・給排水衛生設備・空調換気設備・外構工事・水道管接続等
 - ・構造規模：木造2階建て
 - ・建物用途：児童養護施設
 - ・敷地面積：1,212.21 m²
 - ・延床面積：853.22 m²
- (4) 施工期間 契約締結日から令和5年2月28日（火）まで
- (5) 発注機関 社会福祉法人青谷福祉会
- (6) 設計監理業務の受託者
(株)桂設計事務所（鳥取市立川町二丁目325）

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年度鳥取県建設工事競争参加資格者名簿において、鳥取県東部地域（鳥取市・岩美郡・八頭郡）中部地域（倉吉市・東伯郡）に本店を有し、建築一般のAランク以上であること。
- (3) 鳥取県知事から資格（指名）停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、当該入札の入札書提出期間の末日から開札日までの期間に含まれていないこと。
- (4) 発注工事の現場代理人としてその施工期間中配置することができる者を有していること。

3 制限付一般競争入札参加書類の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和3年11月25日（木）午後4時まで

(2) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本産業規格A列4番横書きで作成すること。

ア 入札参加申込書（様式別添）

イ 会社パンフレット

(3) 提出部数 1部

(4) 入札参加書類は、調達公告で定めるところにより提出期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時（提出期間の末日にあつては午後4時）までの間に、必要部数を提出場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。

なお、郵送又は信書便による送達の場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

(6) 下記の各項目に該当する入札参加申し込みは無効とする。

①入札参加申込書に不備又は虚偽の記載等があった場合。

②提出書類の誤字・脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

③所定の記名押印の無いとき。印影が不明瞭であるとき。

④1社で2通以上の入札参加申込書を提出したとき。

⑤入札参加申し込みに必要な要件を具備していないとき。

(7) 提出・問い合わせ先 〒689-0511 鳥取市青谷町善田 27-1

社会福法人青谷福祉会 児童養護施設青谷こども学園

担当：村中

電話 0857-85-0358 FAX 0857-85-2658

（対応時間9時から17時30分（土日祝日不可））

（11月19日（金）のみ 0857-85-0117）

E-mail: aoyakodomo@tottori-aofuku.jp

※ 問い合わせは原則メールにてお願いします

4 設計図書等の配付

(1) 入札参加者には設計図書等、図面・仕様書を配付・貸し出しをする。配付・貸し出しは無料とする。（現場説明会を行わないものとする。）

(2) 配付した図面・仕様書は入札日に持参し、返却するものとする。

(3) 設計図書等の配布日・時間は令和3年11月30日（火）9時から16時とする。

(4) 配布場所 〒689-0511 鳥取市青谷町善田 27-1

社会福法人青谷福祉会 多目的室

5 設計図書等に関する質疑及び回答

- (1) 質疑提出期限 令和3年12月6日(月)正午まで
- (2) 質疑提出先 〒680-0061 鳥取市立川町二丁目325(株)桂設計事務所 担当 西本
電話 0857-24-1131 FAX 0857-24-1133
- (3) 質疑提出方法 電子メールによる(E-mail:kk-katsura@dear.ne.jp)
- (4) 回答 令和3年12月8日(水)午後5時
- (5) 回答方法 当法人(青谷福祉会)HP (<http://www.tottori-aofuku.jp>)に掲載

6 入札方法等

- (1) 入札方法 制限付一般競争入札
- (2) 予定価格 有(非公開)
- (3) 最低制限価格 無
- (4) 入札保証金 無

7 入札日程等

- (1) 日時 令和3年12月13日(月)
午前10時00分から(5分前までに受付を済ませること)
- (2) 場所 鳥取市青谷町善田27-1
社会福祉法人青谷福祉会 地域交流館
コロナ対策のため入札会場へは各社1名の出席とする

8 入札にあたっての注意事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (5) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (6) 入札書は必要事項を記入、押印(実印)のうえ提出用封筒に入札書のみを入れ、封をして裏面に社名、所在地、連絡先を記入し、実印にて割り印すること。
- (7) 入札参加者は、第1回目の入札書に記載する入札価格の積算の根拠となる工事費内訳書(別に定めるところに従って作成されたものに限る。以下同じ。)を当該入札の会場に持参

し、入札の執行者が求めたときは、直ちにこれを提出すること。

なお、工事費内訳書については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 提出した工事費内訳書の内容に重大かつ明白な不備がある者又は入札の執行者の求めに応じてその場で工事費内訳書を提出しない者は失格とする。

イ 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じるものではない。

ウ 提出された工事費内訳書は返却しない。

(8) 落札者は、落札予定者で2に掲げる条件を満たすことが確認されたものとする。ただし、落札予定者が次のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で入札をした他の者のうち最低の価格を提示したものを改めて落札予定者とする。

ア 鳥取県知事から資格(指名)停止措置を受けた期間が、当該入札の開札日から落札決定日までの期間に含まれるとき。

イ その他、その者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるとき。

(9) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。その場合の本くじを引く順番を決める予備くじは、五十音により早い名称の者から行うものとする。

(10) 3度の入札で落札者がなかった場合は最後の入札で最低入札金額を提出したものと随意契約の交渉を行う。

(11) 当該入札の前に当該入札に関し鳥取県談合情報マニュアル(平成15年2月10日付総第824号鳥取県総務部長通知)に定める談合情報があった場合は、同マニュアル第2の2の(3)に基づき条件付き入札を行う。

(12) 落札者が契約締結の日までに資格(指名)停止措置を受けた場合は、その者を失格とし、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をしたものを改めて落札予定者に決定する。

(13) 入札参加にあたっては入札日当日に工事費内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は工事費内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。

(14) 開札は入札書の提出後直ちに行うこととする。

(15) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。

①入札に参加する資格のない者がした入札

②郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

③不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

④談合その他不正行為があったと認められる入札

⑤入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

⑥次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札書の押印のないもの

イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

- ウ 押印された印影が明らかでないもの
- エ 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
- オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- キ 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

⑦前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

(16) 入札に参加する者の数が1者であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、再度入札の場合は、この限りでない。

(17) 入札書等書式は、鳥取県が定める様式とする。

(18) その他

- ①入札を公正に執行することができないと認められた時は、入札を執行しないことがある。
- ②一度提出した入札書の書換え、引換え、撤回はできない。
- ③入札時には、当法人の理事、監事、評議員が立ち会うものとする。

9 契約方法等

- (1) 入札終了後、落札者（免税事業者に限る。）は免税事業者であることを明記した届出書を提出すること。
- (2) 受注者は保証人を立てること。
- (3) 一括下請契約を行わないこと。
- (4) 契約書の作成は落札者が行うものとする。

10 支払い条件

- (1) 鳥取県建設工事執行規則第60条第1項の規定による前金払はしないものとする。
- (2) 部分払の回数は、4回以内とする。ただし、令和3年度分は請負金額の7%の完成に対して支払うものとする。